

敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、友好都市等からの誘客を促進することにより、友好都市等との交流人口の拡大及び敦賀市の宿泊型観光の推進を図るため、敦賀市友好都市等交流事業補助金の交付に関し、敦賀市補助金等交付規則(昭和57年敦賀市規則第5号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 友好都市等 敦賀市と友好都市提携を締結した奈良県生駒市と敦賀市と観光交流都市協定を締結した長野県飯山市をいう。
- (2) 宿泊費 宿泊料金、宿泊施設で発生する飲食費及び宿泊に伴う諸雑費(カラオケ店、ゲームセンター、ボウリング場その他の娯楽施設での飲食費は除く。)をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、友好都市等の住民が観光等の目的で本市内に所在する旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に係る施設に宿泊する旅行とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、その事業が、次の各号のいずれかに該当するときは補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 帰省を目的とするもの
- (2) 大会への参加や合宿、出張を目的とするもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 本市又は本市から補助金等の交付を受けている団体から、補助金等の交付を受けているもの
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る宿泊費とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、補

助金交付申請日において、小学生以上の者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により友好都市等の住民基本台帳に登録されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する要件に該当しない者であっても、特別の事情があると認めるときは、補助の対象となる者とすることができる。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1人3,000円を上限、1会計年度あたり、1人につき1泊とする。

（交付の申請）

第7条 補助対象者が補助金の交付を受けようとするときは、宿泊開始日から起算して3日前（市役所の閉庁日は、日数に含まない。）までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）敦賀市友好都市等交流事業補助金交付申請書（様式第1号）

（2）その他市長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者である場合は、当該未成年者が法定代理人と共に宿泊する場合を除き、申請書に法定代理人の同意書を添付しなければならない。ただし、市長が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付をすることが適当でないとき、敦賀市友好都市等交流事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 前条第1項の通知をうけた申請者（以下「補助事業者」という。）が、申請の内容を変更する場合は、敦賀市友好都市等交流事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が、申請を辞退する場合は、敦賀市友好都市等交流事業補助金中止申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 第8条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、宿泊終了日(宿泊施設での宿泊を終え、当該宿泊施設を出発する日をいう。以下同じ。)の翌日から起算して30日以内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 敦賀市友好都市等交流事業補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 宿泊施設の領収書
- (3) 宿泊人数と各人の宿泊料金のわかるもの(領収書に記載がない場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者が宿泊終了日の翌日から起算して30日以内に、前項に規定する実績報告書を市長に提出しなかった場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助金交付額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、敦賀市友好都市等交流事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付請求書(様式第9号)により行うものとする。

(交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に返還を命ずるものとする。
(帳簿の備付け)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
(有効期限)

第16条 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(敦賀市友好都市宿泊等助成事業実施要綱の廃止)

2 敦賀市友好都市宿泊等助成事業実施要綱(令和4年11月18日施行)は、廃止する。

敦賀市長 あて

申請者

住所	〒
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

敦賀市友好都市等交流事業補助金交付申請書

年度敦賀市友好都市等交流事業補助金の交付を受けたいので、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添え、次のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱第3条第2項第1号から第4号までに規定する補助対象の除外項目に該当していないことを申し添えます。

宿泊年月日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 泊
宿泊施設名	
宿泊施設所在地	敦賀市
補助金交付申請額	円

宿泊者氏名	住所	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

<添付書類>

- 同意書（補助金の交付を受けようとする者が未成年者である場合は、法定代理人と共に宿泊した場合等を除き、法定代理人の同意書（任意様式）を添付してください。）

住所
氏名

殿

敦賀市長

敦賀市友好都市等交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった敦賀市友好都市等交流事業補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、敦賀市友好都市等交流補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助金等の交付決定額は、 円とします。
- 2 補助金等の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け補助金交付申請書に記載のとおりとします。
- 3 補助金等の交付条件は、次のとおりです。
 - (1) 次の各号の一に該当するときは、あらかじめ市長の承認又は指示を受けてください。
 - ア 補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長の定めた軽微な変更を除く。）をするとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。
 - (2) 次の各号の一に該当するときは、速やかに補助事業の成果を記載した実績報告書に必要な書類を添えて市長に提出してください。
 - ア 補助事業が完了したとき。
 - イ 補助事業が完了しない場合で、市の会計年度が終了したとき。
 - (3) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての証拠書類を補助事業の属する会計年度終了後5年間整理保存してください。

様式第3号（第8条関係）

敦賀市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名

殿

敦賀市長

敦賀市友好都市等交流事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった敦賀市友好都市等交流事業補助金について、敦賀市友好都市等交流補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき補助することが適当でないと認められますので通知します。

敦賀市長 あて

申請者

住所	〒
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

敦賀市友好都市等交流事業補助金変更承認申請書

年 月 付け敦賀市指令 第 号にて通知のあった敦賀市友好都市等交流事業補助金の交付決定について、次のとおり変更したいので、承認されたく、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 補助金の名称 敦賀市友好都市等交流事業補助金
- 交付申請額 変更前の額 円
変更後の額 円
- 変更の理由及び内容

敦賀市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

敦賀市長

敦賀市友好都市等交流事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで交付申請のあった敦賀市友好都市等交流事業補助金の変更については、申請のとおりこれを承認し、年 月 日付け敦賀市指令 第 号の補助金交付決定通知書の一部を次のとおり変更しましたので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2 変更後の交付決定額 | 円 |

敦賀市長 あて

申請者

住所	〒
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

敦賀市友好都市等交流事業補助金中止申請書

年 月 付け敦賀市指令 第 号にて通知のあった敦賀市友好都市等交流事業補助金の交付決定について、下記の理由により中止したいので申請します。

記

（中止の理由）

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

敦賀市長 あて

申請者

住所	〒
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

敦賀市友好都市等交流事業補助金実績報告書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で補助金等の交付決定を受けた敦賀市友好都市等交流事業補助金が完了したので、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

記

宿泊年月日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 泊
宿泊施設名	
宿泊施設所在地	敦賀市
補助金交付決定額	円

宿泊者氏名	住所	生年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

<添付書類>

- 宿泊施設の領収書（原本又は写し）
- 宿泊人数と各人の宿泊料金のわかるもの（領収書に記載が無い場合）
- その他市長が必要と認める書類等

様式第8号（第11条関係）

敦賀市指令 第 号
年 月 日

住所
氏名 殿

敦賀市長

敦賀市友好都市等交流事業補助金額確定通知書

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付の決定をしました敦賀市友好都市等交流事業補助金については、敦賀市友好都市等交流事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

様式第9号（第12条関係）

敦賀市友好都市等交流事業補助金交付請求書

金 額	円
-----	---

年 月 日付け敦賀市指令 第 号で交付 通知の
 あったみだしの補助金等について、上記金額を請求します。

年 月 日
 敦賀市長 あて

補助事業者

住所	〒
氏名	
電話番号	
E-MAIL	

<振込先>

_____ 銀行・信用金庫・農業協同組合・信用組合・労働金庫（該当に○）

本店 （ ）支店

口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座							
フリガナ								
口座名義								

備考 敦賀市友好都市等交流事業補助金交付決定（確定）通知書の写しを添付すること。
 通帳等口座名義、番号のわかる資料の写しを添付すること。